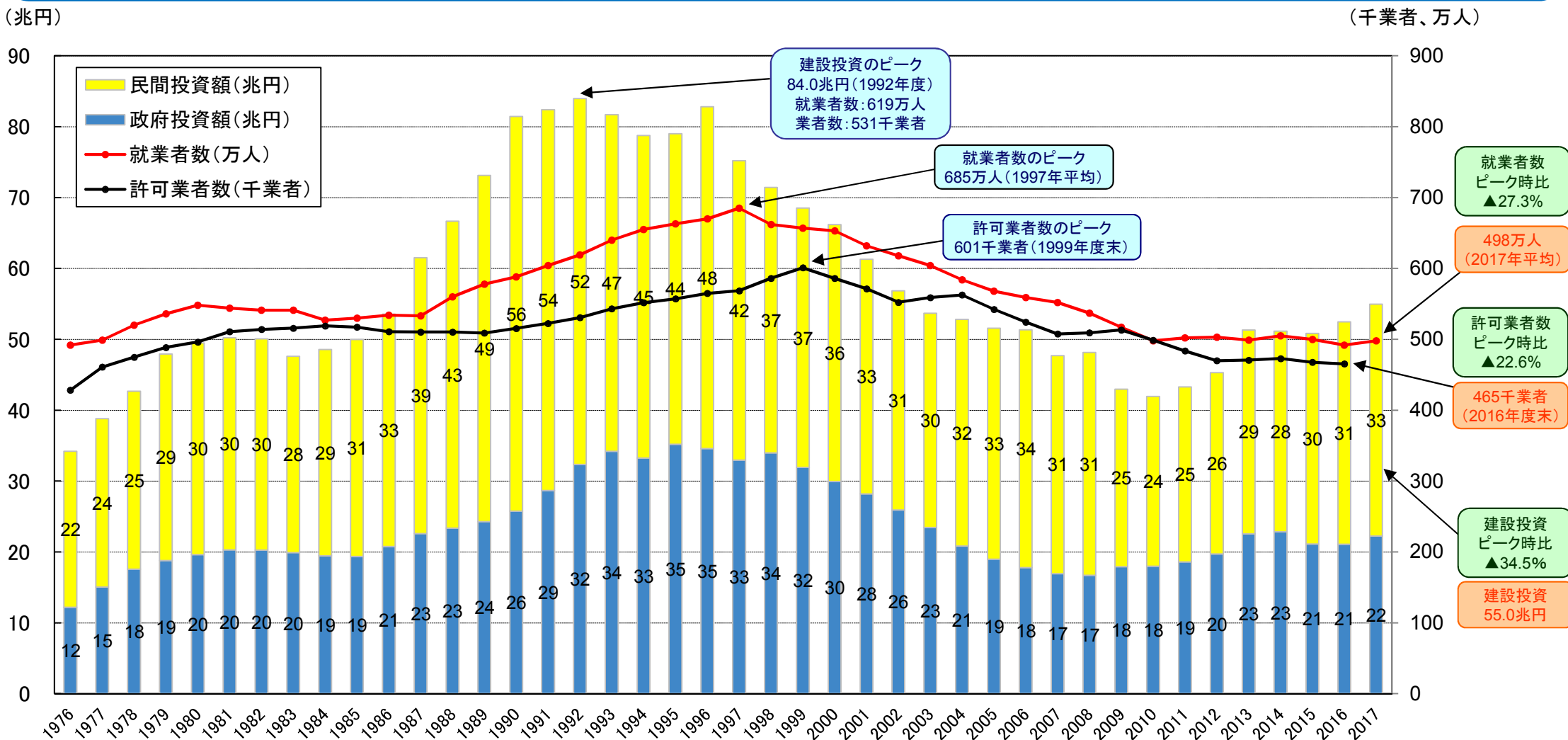


建設産業をめぐる現状と課題

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の1992年度：約84兆円から2010年度：約41兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、2017年度は約55兆円となる見通し（ピーク時から約35%減）。
- 建設業就業者数（2017年平均）は498万人で、ピーク時（1997年平均）から約27%減。
⇒ マクロ的には、当面の建設工事の施工に問題なし。



注1 投資額については2014年度まで実績、2015年度・2016年度は見込み、2017年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

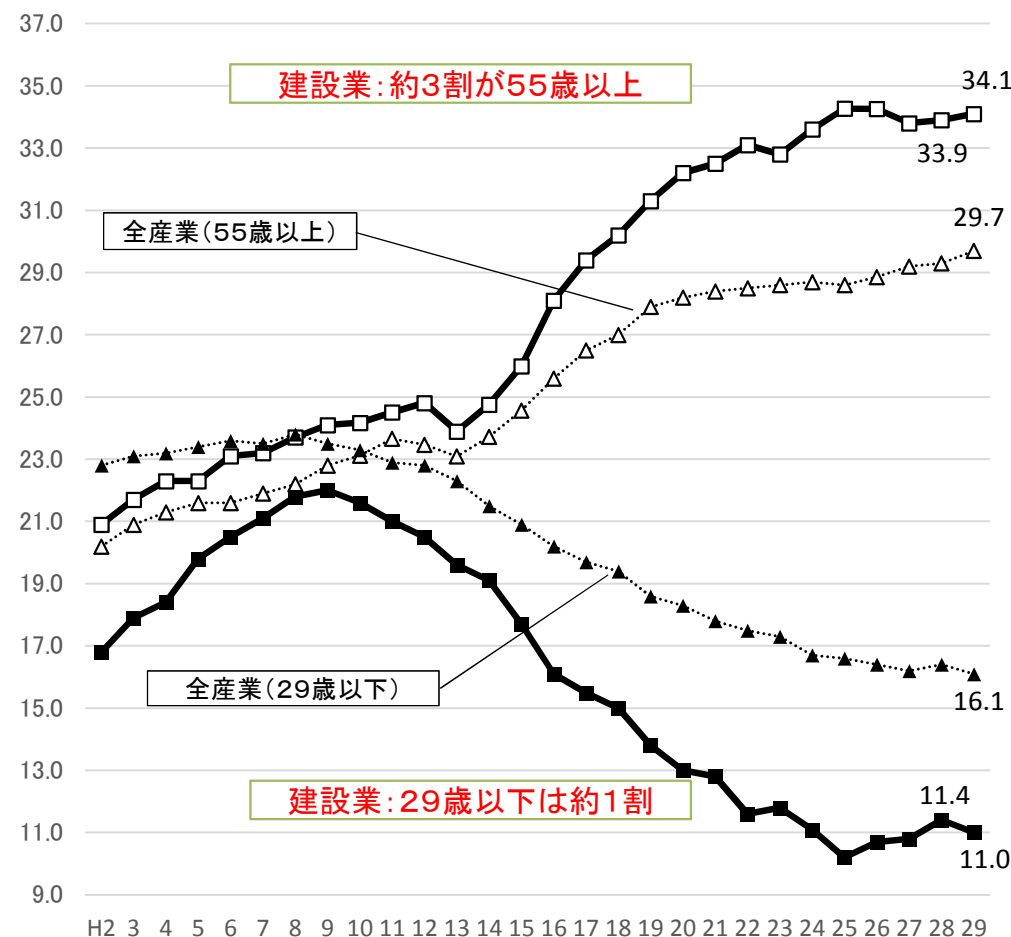
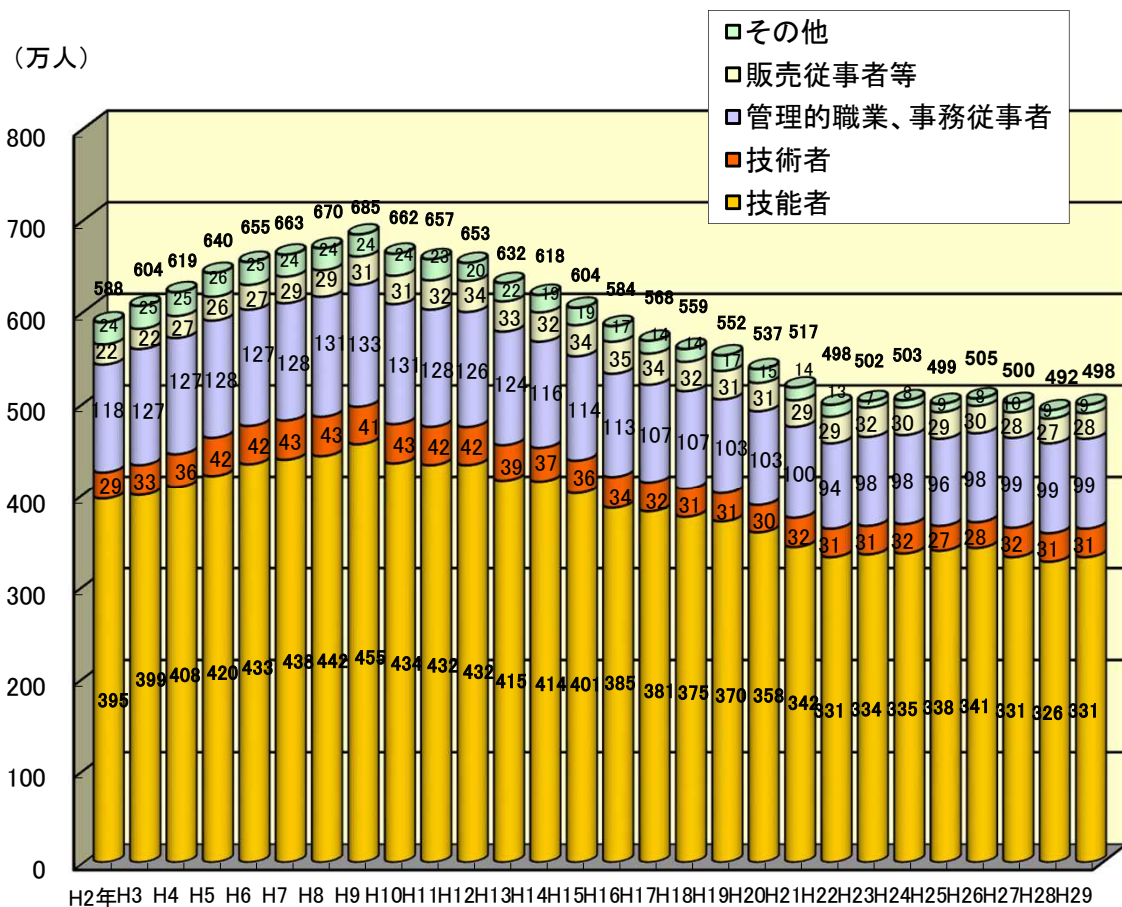
注3 就業者数は年平均。2011年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について2010年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 498万人(H29)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 31万人(H29)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 331万人(H29)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成28年と比較して55歳以上が約3万人増加、29歳以下は約1万人減少。

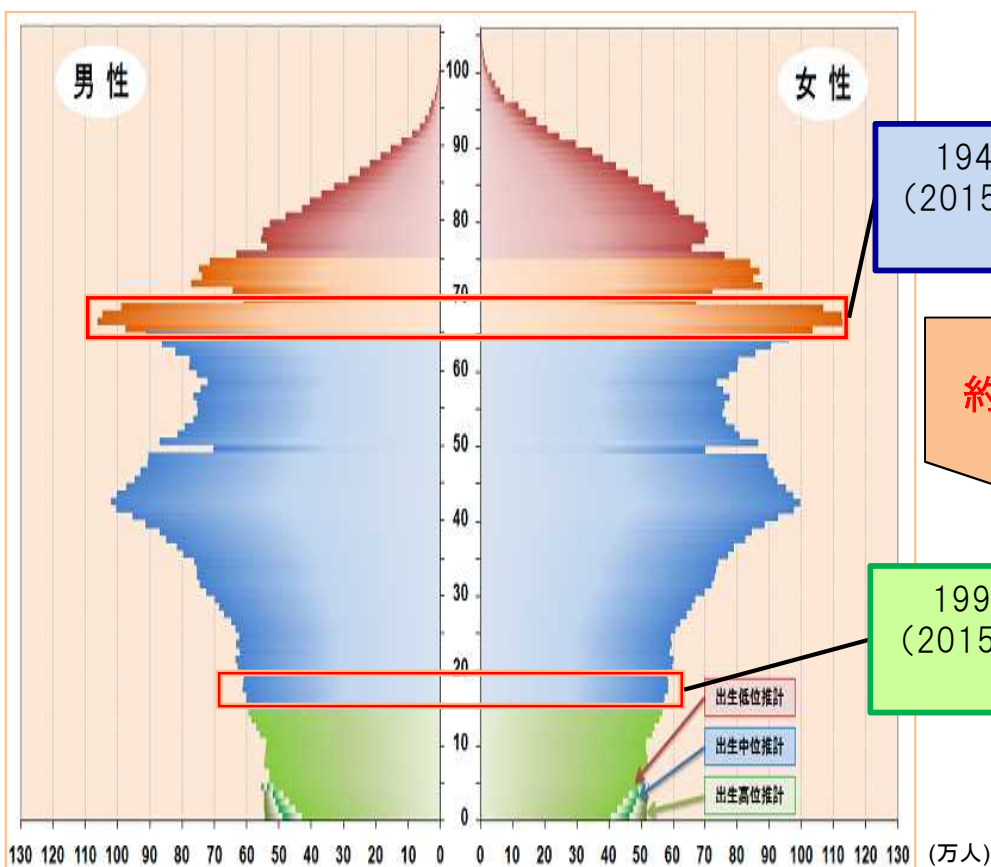


出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

- 日本の総人口は、2010年の1億2,800万人をピークに減少局面に入り、2060年には約8,600万人、2110年には約4,300万人に減少する見通し。
- 2015年には、今後の日本社会を支える若手(15才～18才)層は、団塊世代層(64才～67才)の6割弱の水準。

2015年人口ピラミッド (推計)



年齢階層別の建設技能労働者数

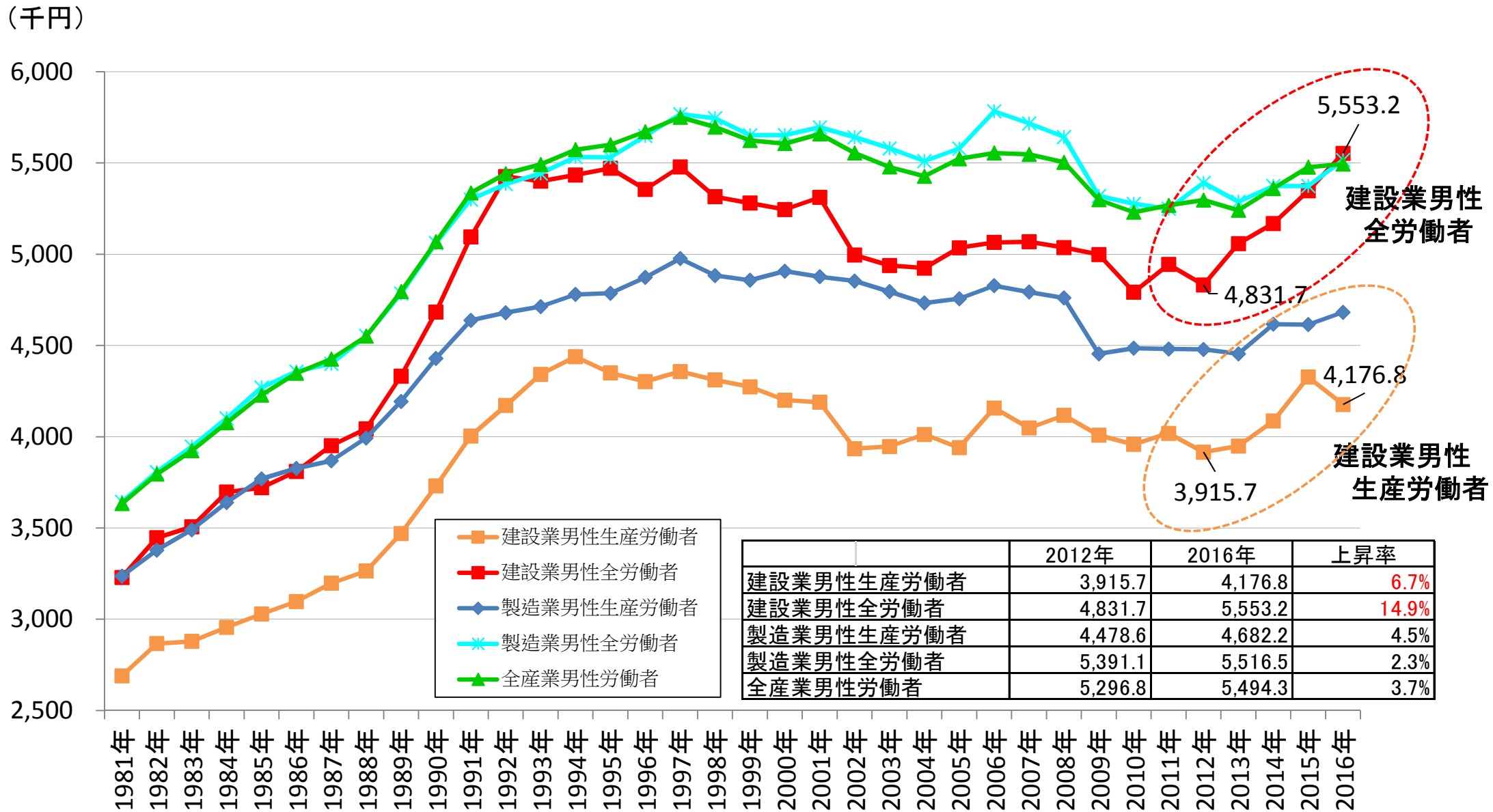


出所: 総務省「労働力調査」

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月)」

1. 建設業従事者の処遇改善の現状

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額の推移



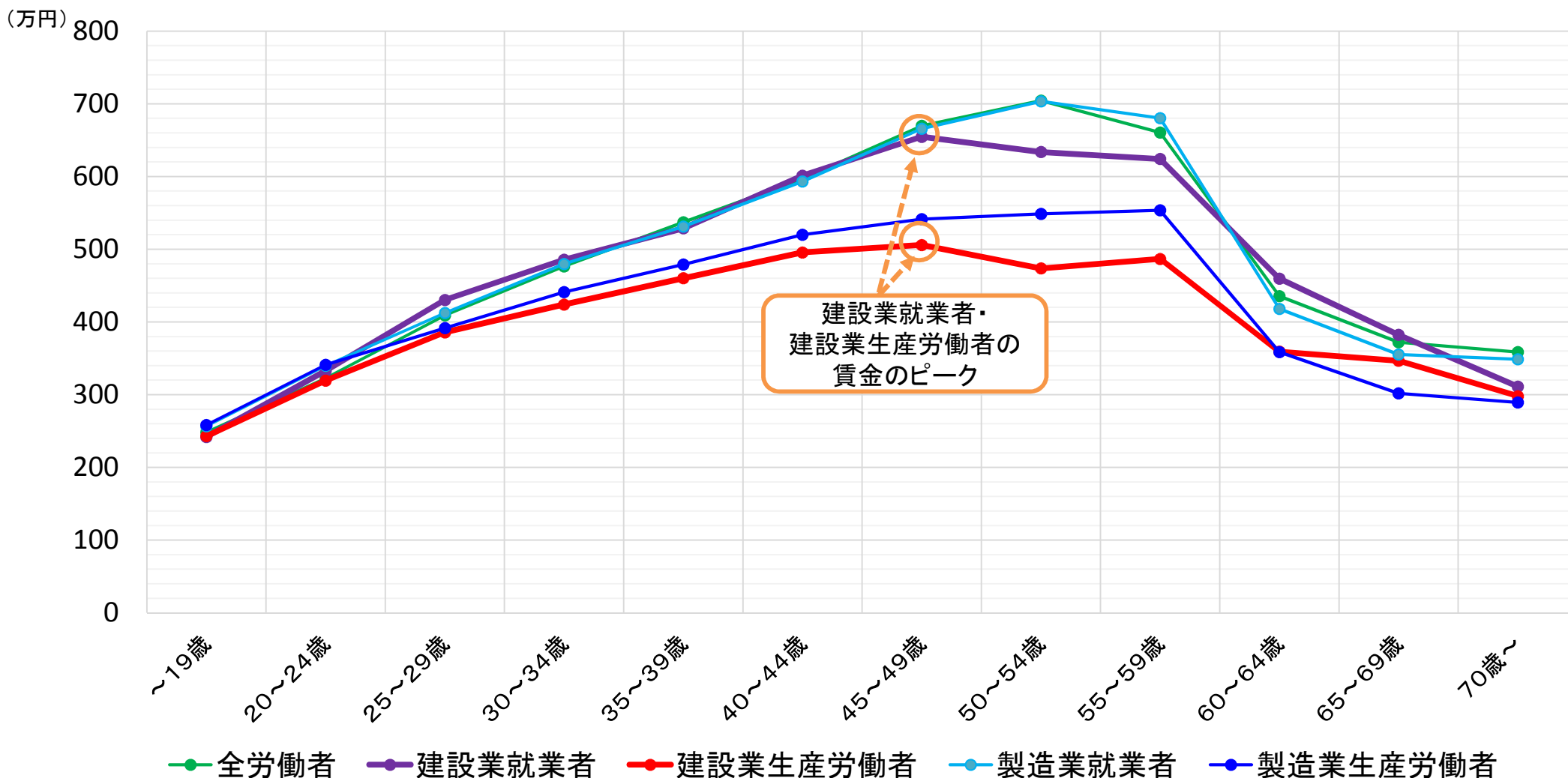
参考:

(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年間賃金総支給額 = きまって支給する現金給与額 × 12 + 年間賞与その他特別給与額 5

年齢階層別の年収額

- 建設業生産労働者（技能者）の賃金は、経験に応じた上昇が低いうえ、45～49歳でピークを迎える。（他産業は50歳代がピーク。）
- 体力のピークが賃金のピークとなっている側面があり、マネジメント力等が十分評価されていないのではないか。

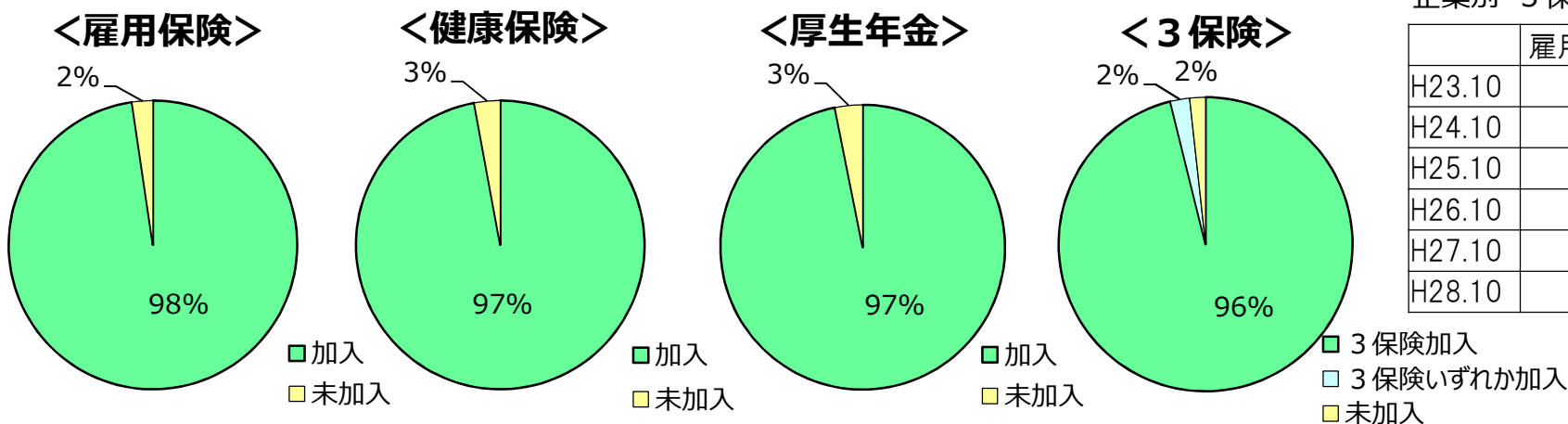


出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
 年間賃金総支給額＝きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

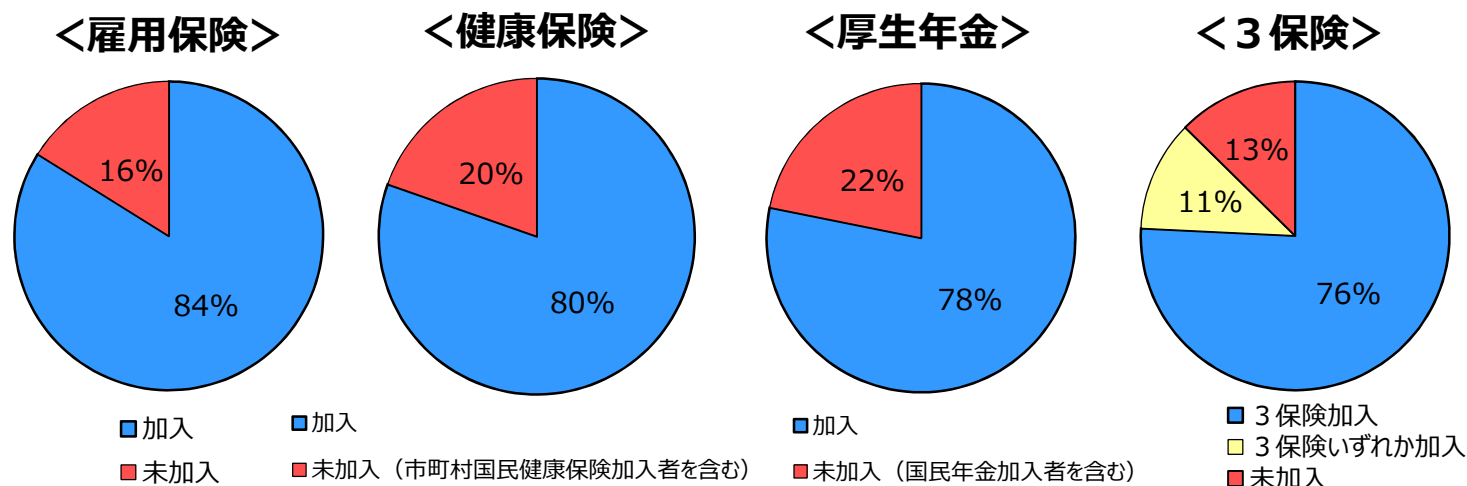
社会保険加入状況調査結果について

- 公共事業労務費調査（平成28年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
 - ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では98%** [対前年度比+0%]、**健康保険では97%** [対前年度比+0.4%]、**厚生年金保険では97%** [対前年度比+0.6%] となっています。
 - ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では84%** [対前年度比+1.8%]、**健康保険では80%** [対前年度比+3.5%]、**厚生年金保険では78%** [対前年度比+3.8%] となっています。

企業別

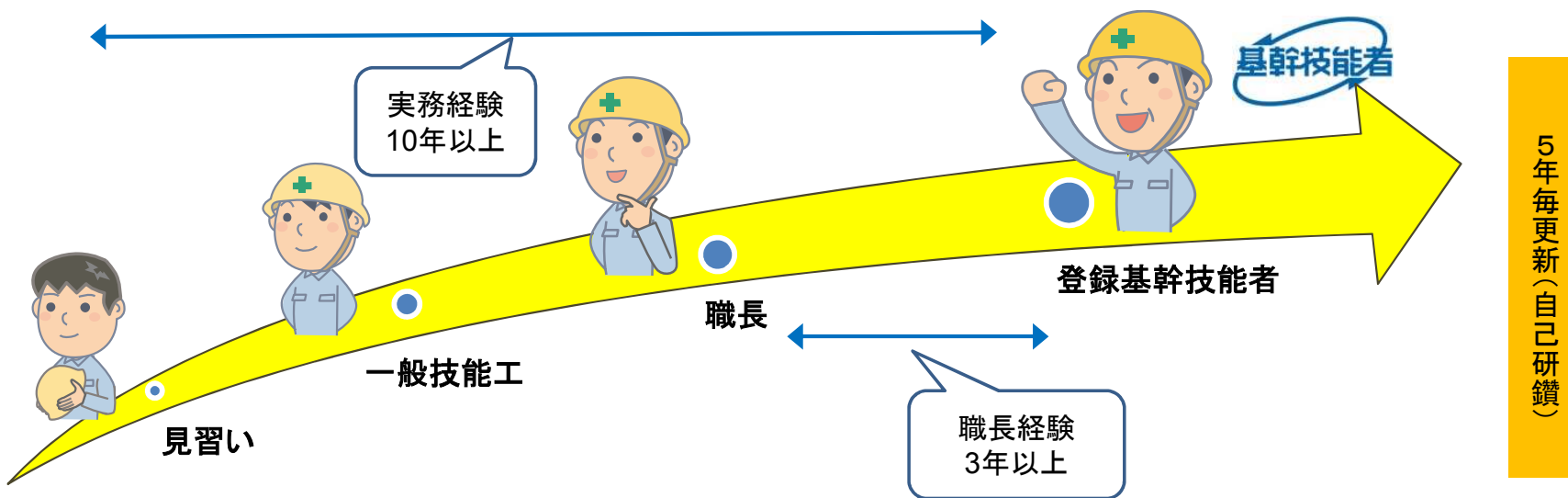


労働者別



- 登録基幹技能者は、**熟達した作業能力**、現場を効率的にまとめる**マネジメント能力**及び**豊富な知識**を備え、国土交通大臣の登録を受けた講習（42の専門工事業団体において講習を実施）を修了した技能者。
- 工事の**品質・コスト等への貢献**とともに、**技能労働者の目標像**としての活躍が期待されている。

制度概要	メリット	登録基幹技能者の役割
<p>○根拠法令 建設業法施行規則第18条の3</p> <p>○要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務経験10年以上 ・職長経験3年以上 ・最上級の技能者資格の保有 <p>○講習種類 33職種(42団体)(H28年度末)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○経営事項審査での加点評価 ○総合評価落札方式での評価 ○元請(日建連会員企業)の「優良技能者認定制度」による手当の支給 <p>有資格者数 ※平成20年度より制度開始</p> <p>27,397人(H22年度1月末) 32,612人(H23年度1月末) 39,783人(H24年度末) 41,951人(H25年度末) 46,696人(H26年度末) 51,660人(H27年度末) 56,977人(H28年度末)</p>	



- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保
- システムの構築に向け官民（参加団体：日建連、全建、建専連、全建総連 等）で検討を進め、平成30年秋に運用開始予定
- 運用開始初年度で100万人の技能者の登録、5年で全ての技能者（330万人）の登録を目標

<参考> 新しい経済政策パッケージ（H29.12.8閣議決定）（抄）

第3章 生産性革命

（2）第4次産業革命の社会実装と生産性が伸び悩む分野の制度改革等

④建設分野

- 建設技能者の就業履歴等を蓄積する建設キャリアアップシステムの来年秋の構築等により、現場管理や書類作成・人材育成の効率化、技能や経験が適正に評価される環境整備を行う。

①技能者情報等の登録



【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等
- 【現場情報】
- ・現場名
- ・工事の内容 等

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入状況等

②カードの交付・現場での読取



現場入場の際に読み取り



技能者にカードを交付

③システムによる就業履歴の蓄積

技能者情報のイメージ

ID	123456789012	
氏名	建設 太郎	
生年月日	S55 1980/07/28	
保有資格	型枠	2016.06.20
登録基幹技能者	玉掛け	2008.05.21
技能講習	ロープ高所作業	2005.11.09
特別教育		
社会保険加入状況	退職金共済	
健保	<input type="radio"/> 協会健保	<input type="radio"/> 建退共
年金	<input type="radio"/> 厚生年金	
雇用	<input type="radio"/>	

技能者の保有資格や社会保険の加入状況をシステム上で確認することが可能に

就業履歴情報のイメージ

雇用事業者	現場名	就業年月	就業日数
〇〇建設	××ビル	2019.6	22日
〇〇建設	□□住宅	2019.7	19日
〇〇建設	国道△△号	2019.8	11日
計	3現場		52日

技能者の就業履歴（いつ、どの現場で従事したかの実績）が蓄積される

技能者の処遇改善が図られる環境を整備

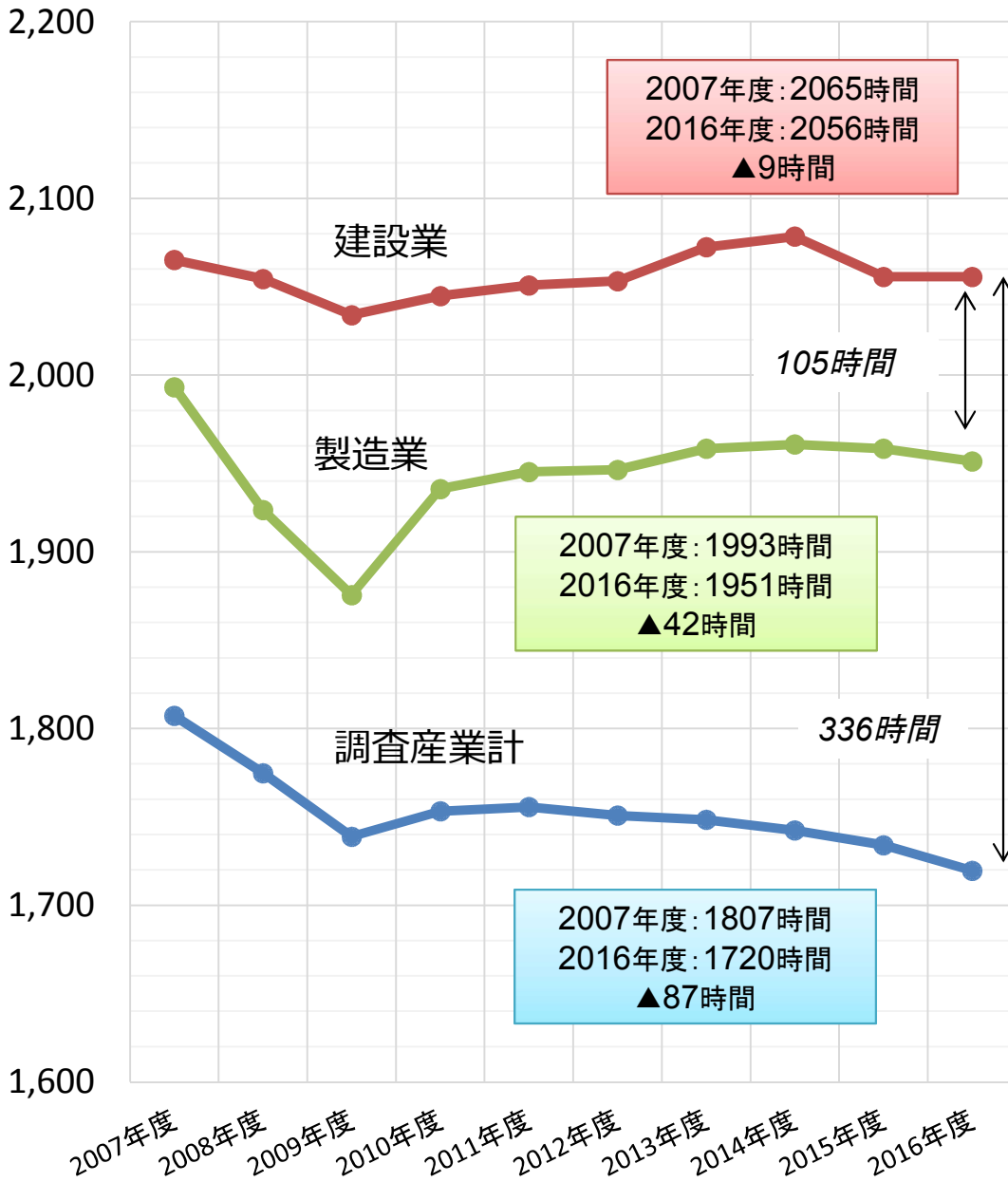
※システム運営主体
（一財）建設業振興基金9

2. 建設業従事者の働き方改革の現状

実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

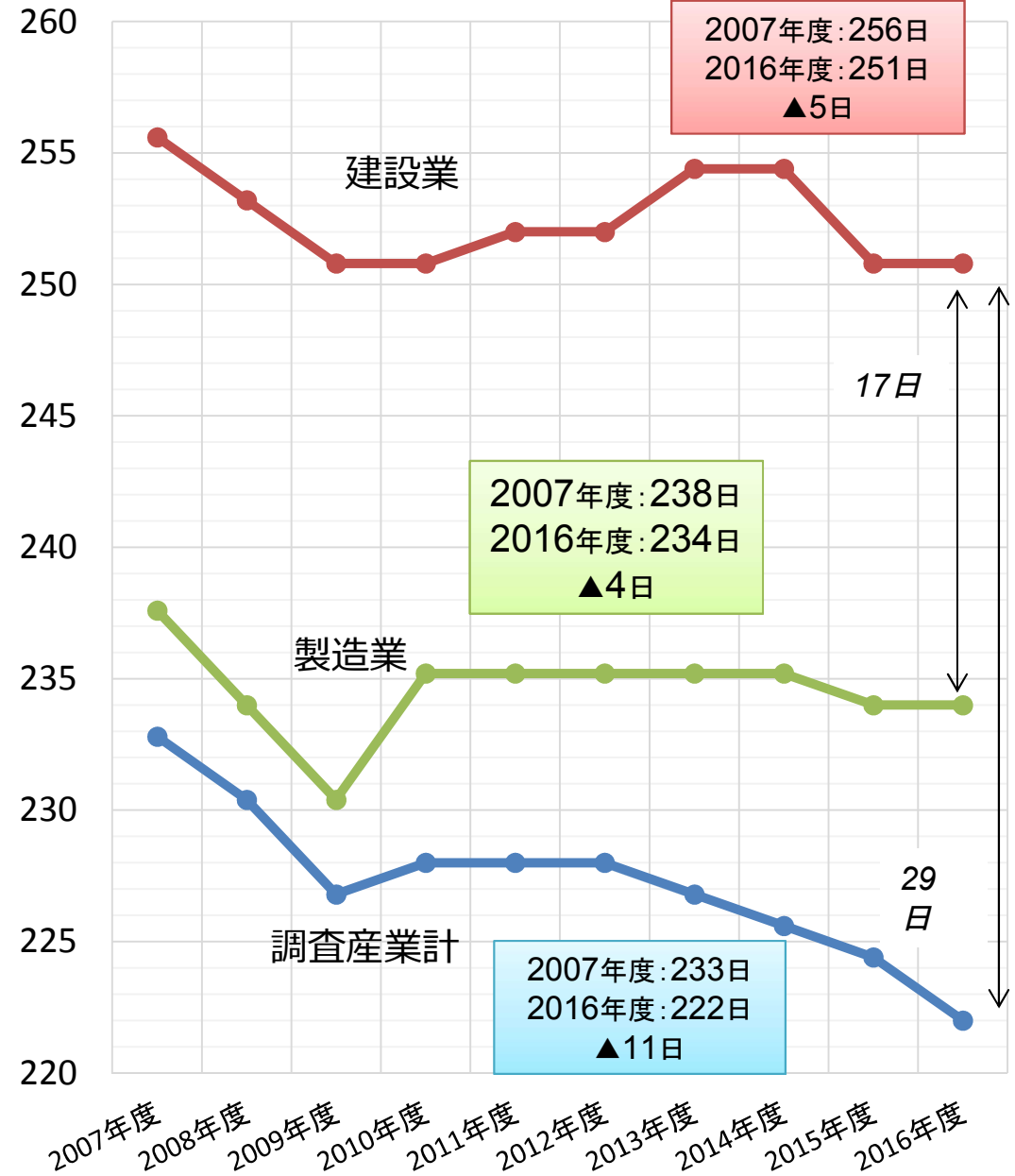
年間総実労働時間の推移

(時間)

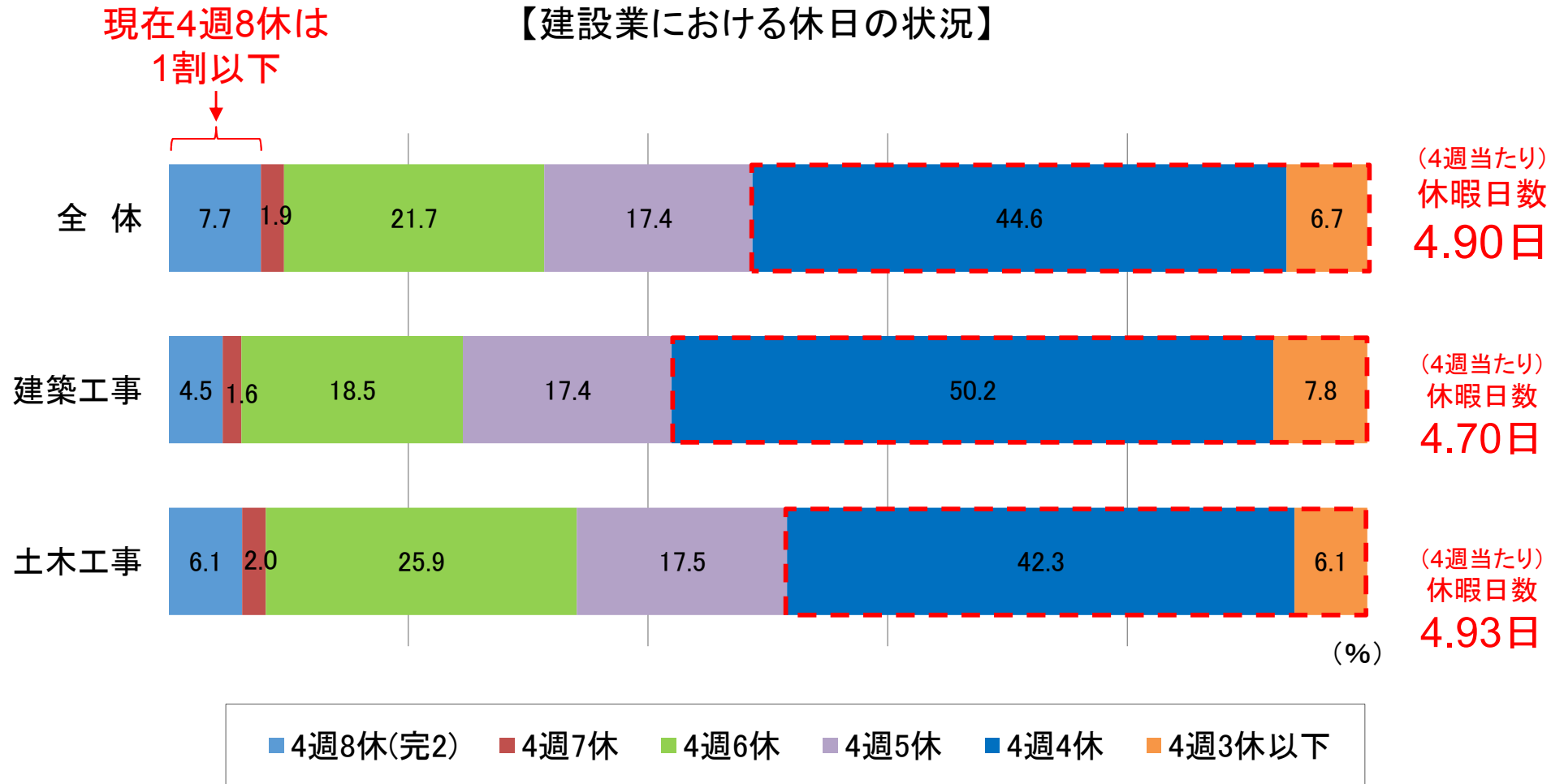


年間出勤日数の推移

(日)



○ 建設工事全体では、約半数が4週4休以下で就業している状況。



※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。

出典：日建協「2016時短アンケート」を基に作成

【建設業】

(現行の適用除外等の取扱)

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

取引関係の弱い中小企業等は、発注企業からの短納期要請や、顧客からの要求などに応えようとして長時間労働になりがちである。商慣習の見直しや取引条件の適正化を、一層強力に推進する。

建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

建設業における時間外労働規制の見直し

見直しの方向性

	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日決定)
原則	<<労働基準法で法定>> (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、 協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) <u>災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法33条)	<<同左>>
↓ 36協定の 限度	<<厚生労働大臣告示：強制力なし>> (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長 に上限なし(年6か月まで)(特別条項) (2) ・ <u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u>	<<労働基準法改正により法定：罰則付き>> (1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・ <u>特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定</u> ① <u>年720時間(月平均60時間)</u> ② <u>年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む) b. 単月100時間未満(休日出勤を含む) c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 (2) 建設業の取り扱い ・ <u>施行後5年間 現行制度を適用</u> ・ <u>施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない※)が、将来的には一般則の適用を目指す。</u> ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない

「働き方改革実行計画」※に記載された今後の取組 ※3月28日働き方改革実現会議決定

- 適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等に向け、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置
- 制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組を支援
- 技術者・技能労働者の確保・育成やその活用を図るための、制度的な対応を含めた取組
- 施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上

開催趣旨

- 建設業について、時間外労働規制の適用に向けて、発注者を含めた関係者による協議の下、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進などによる休日確保等に関する取組を推進するため、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。



←
平成29年6月29日
第1回連絡会議

構成員

（平成29年9月1日現在）

議長：野上 浩太郎 内閣官房副長官
 議長代理：牧野 たかお 国土交通副大臣
 副議長：古谷 一之 内閣官房副長官補（内政）
 構成員：内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長
 総務省自治行政局長
 財務省主計局次長
 文部科学省大臣官房文教施設企画部長
 厚生労働省大臣官房総括審議官
 厚生労働省労働基準局長
 農林水産省大臣官房総括審議官
 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
 資源エネルギー庁電力・ガス事業部長
 国土交通省大臣官房長
 国土交通省大臣官房技術審議官
 国土交通省大臣官房官庁営繕部長
 国土交通省土地・建設産業局長
 国土交通省鉄道局長
 防衛省施設監
 事務局：内閣官房(国土交通省・厚生労働省協力)

開催経緯等

6月29日 第1回関係省庁連絡会議

- 今後の取組の方向性（適正な工期設定、平準化、生産性向上等）について確認

7月28日 主要な民間発注団体（経団連、日商、電事連、ガス協、不動協、民鉄協）、建設業団体及び労働組合が参画する「建設業の働き方改革に関する協議会」を設置

- 建設業団体には、下請も含めた請負契約における適正な工期設定や適切な労務管理の徹底を要請
- 主要な民間発注者には、適正な工期設定等を要請
- 「適正な工期設定等のためのガイドライン」策定など今後の取組方針を確認

8月28日 第2回関係省庁連絡会議

- 「適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定
- 各省庁等における取組状況について説明

※その後も随時開催（進捗状況のフォローアップなど）

3. 建設業の生産性向上に向けた現状

○建設業は社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、我が国の国土保全上必要不可欠な「地域の守り手」。

○人口減少や高齢化が進む中であっても、これらの役割を果たすため、建設業の賃金水準の向上や休日の拡大等による働き方改革とともに、生産性向上が必要不可欠。

○国土交通省では、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用する「i-Construction」を推進し、建設現場の生産性を、2025年度までに2割向上を目指す。

測量

3次元測量(UAVを用いた測量マニュアルの導入)



従来測量



UAV(ドローン等)による3次元測量

施工

ICT建機による施工(ICT土工用積算基準の導入)



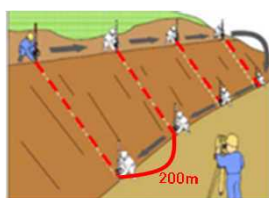
従来施工



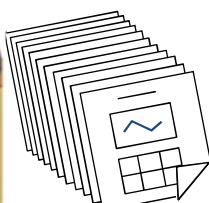
ICT建機による施工

検査

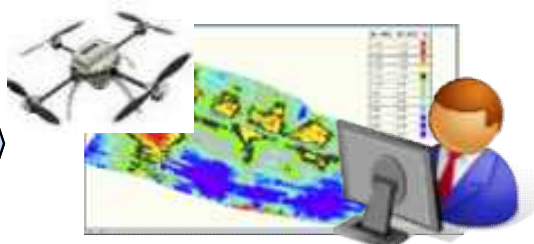
検査日数・書類の削減



人力で200m毎に計測

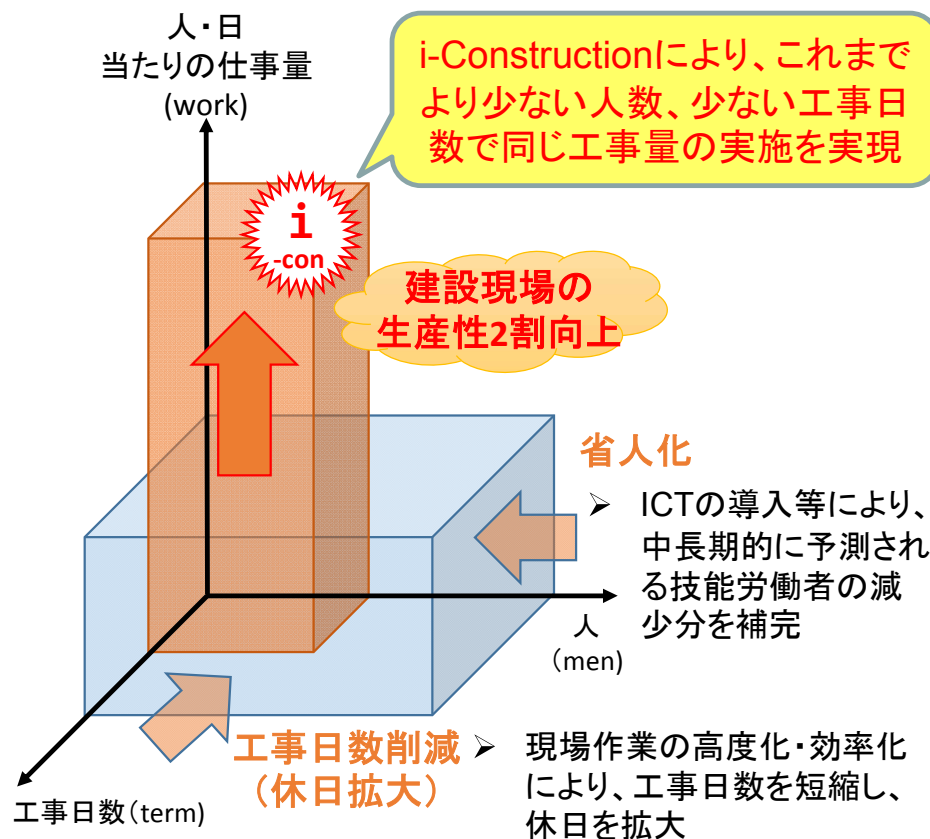


計測結果を書類で確認

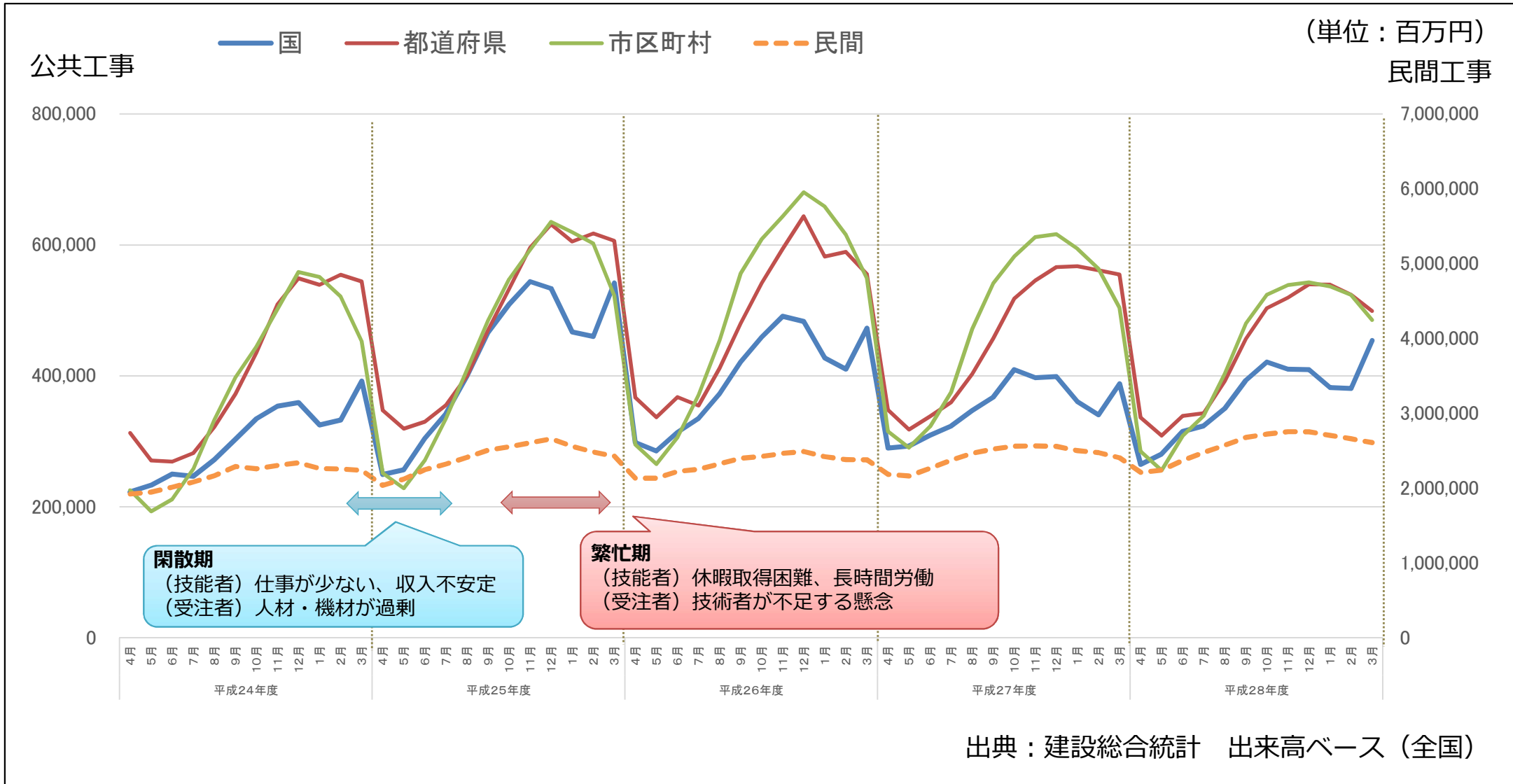


3次元データをパソコンで確認

【生産性向上イメージ】



<建設工事の月別推移>



第3章 生産性革命

3. Society 5.0の社会実装と破壊的イノベーションによる生産性革命

(2) 第4次産業革命の社会実装と生産性が伸び悩む分野の制度改革等

④建設分野

- i-Constructionについて、2019年度までに橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理、建築分野を含む全てのプロセスを対象を拡大するとともに、中小事業者や自治体への適用拡大を目指して3次元データの活用やICT導入を強力に支援する。また、AI活用・ロボット導入等により施工管理や点検・災害対応の高度化等を推進し、実用段階前の新技術の現場での実証を進める。
- 急速に進むインフラ老朽化に対応するため、予防保全等の計画的なメンテナンスや社会資本情報プラットフォームの構築を着実に進める。また、産学官民が一体となったインフラメンテナンス国民会議を中心に点検・診断の新技術の導入等を進め、メンテナンス産業の生産性を向上させる。
- 建設技能者の就業履歴等を蓄積する建設キャリアアップシステムの来年秋の構築等により、現場管理や書類作成・人材育成の効率化、技能や経験が適正に評価される環境整備を行う。
- 地域単位での発注見通しの統合・公表を今年度中に全国展開すること等を通じ工事発注時期の平準化を進めるとともに、建設業法による現場技術者配置要件の合理化の検討を今年度中に開始し、来年度内に結論を得る。

4. 地域の建設業の現状

地域を支える建設業に期待される役割

- 建設業は、地域のインフラの整備・維持の担い手であると同時に、地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、なくてはならない存在
- 基幹産業として地域の雇用を支えると同時に、本業の経験を活かし、地方創生にも貢献

「地域インフラの整備・維持」を支える

- 地域を支えるインフラ整備やメンテナンスを着実に実施



▲修繕・耐震補強



▲国道メンテナンス

「災害時の応急対応」を支える

- 3月11日の震災直後より避難所の緊急耐震診断等を実施するとともに、同日午後6時には道路啓開作業を開始（仙台建設業協会）



作業後



「地域の社会・経済」を支える

- 生産年齢人口の5%を雇用する基幹産業として、地域の雇用を下支え
- 地域住民の生活が円滑に行われるよう、除雪等を実施



▲地域雇用の促進

「地方創生」を支える

- 本業で磨いてきた力を活用し、新たな分野における創意工夫ある取組を通じて、活力ある地域づくりに貢献



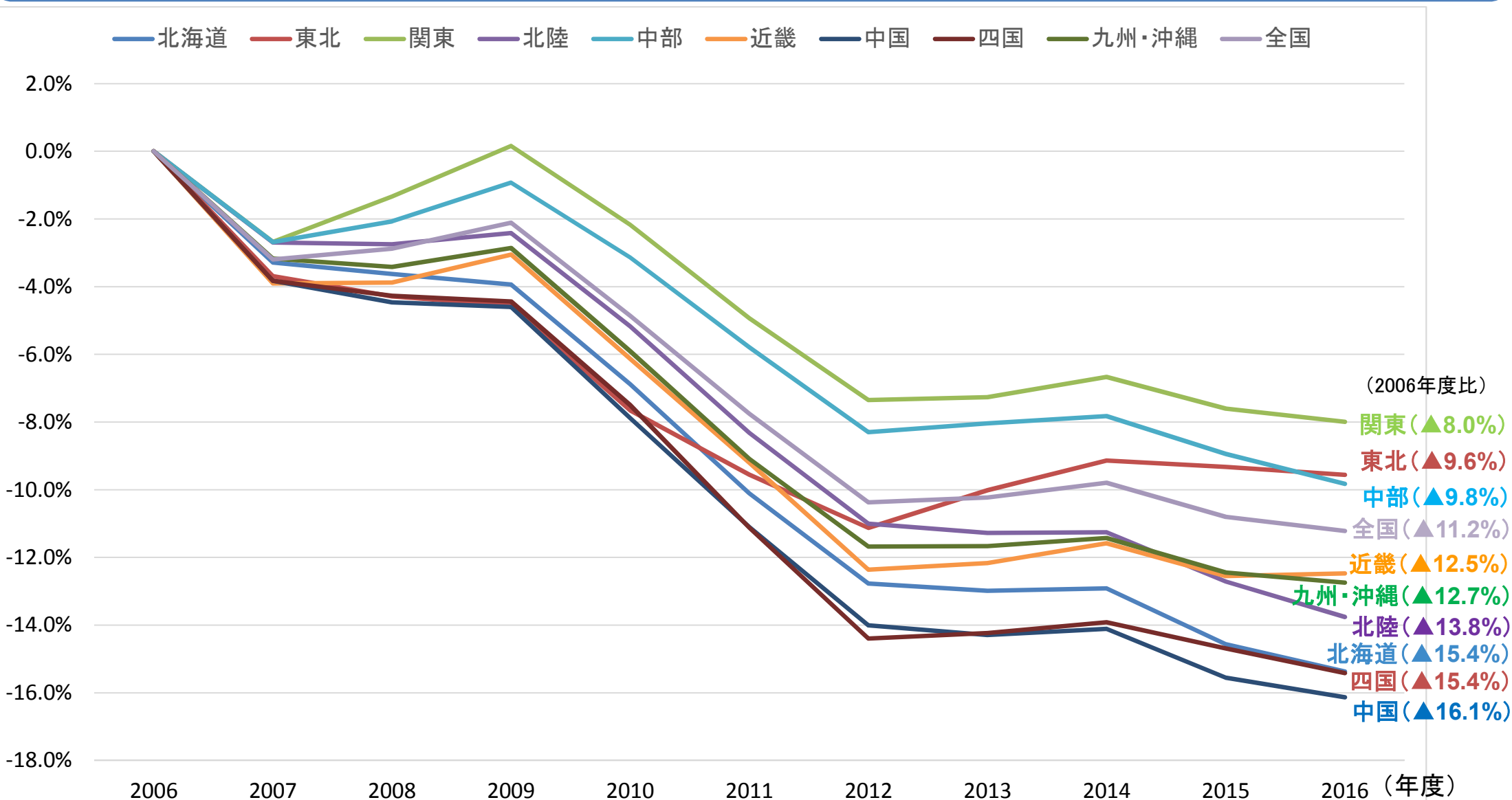
▲林建協働（岐阜県飛騨地域）



▲建設と農業の多能工（愛媛県）

地域別の許可業者数の減少率

○ 許可業者数は2006年度比で全地域において減少傾向。都市部に比べて、地方部の方が概ね減少率が大きい傾向。



建設業の許可業者数の少ない市町村の例

許可業者数	市町村名	人口	普通建設事業費	高齢化率
1	丹波山村 (山梨)	594人	4.1億円	47.7%
	売木村 (長野)	597人	1.4億円	45.1%
	知夫村 (島根)	592人	8.6億円	48.1%
	小値賀町 (長崎)	2,662人	5.9億円	45.0%
	北大東村 (沖縄)	590人	12.8億円	18.5%
2	神恵内村 (北海道)	923人	3.4億円	39.5%
	音威子府村 (北海道)	784人	3.5億円	28.4%
	檜枝岐村 (福島)	588人	4.5億円	33.5%
	上野村 (群馬)	1,302人	14.6億円	42.6%
	根羽村 (長野)	1,004人	15.0億円	47.2%
	新庄村 (岡山)	961人	3.1億円	40.5%
	座間味村 (沖縄)	910人	7.8億円	23.3%
3	占冠村 (北海道)	1,242人	7.7億円	23.3%
	磐梯町 (福島)	3,627人	11.8億円	31.5%
	平谷村 (長野)	473人	7.4億円	38.7%
	北川村 (高知)	1,397人	5.1億円	40.9%
	渡嘉敷村 (沖縄)	693人	6.7億円	23.1%

許可業者数	市町村名	人口	普通建設事業費	高齢化率
3	粟国村 (沖縄)	734人	6.4億円	35.1%
4	島牧村 (北海道)	1,573人	3.6億円	41.4%
	中富良野町 (北海道)	5,131人	4.5億円	32.2%
	七ヶ宿町 (宮城)	1,523人	4.3億円	45.3%
	昭和村 (福島)	1,347人	6.5億円	54.7%
	南牧村 (群馬)	2,106人	3.2億円	58.3%
	北相木村 (長野)	798人	5.0億円	39.8%
	王滝村 (長野)	841人	3.3億円	37.7%
大川村 (高知)	420人	4.7億円	44.5%	
5	南大東村 (沖縄)	1,282人	18.1億円	21.9%
	留寿都村 (北海道)	1,955人	11.5億円	25.6%
	赤井川村 (北海道)	1,150人	8.5億円	31.3%
	北竜町 (北海道)	1,995人	6.9億円	41.4%
	大潟村 (秋田)	3,238人	21.8億円	29.9%
	葛尾村 (福島)	1,480人	11.6億円	34.3%
	水上村 (熊本)	2,323人	6.4億円	37.5%
五木村 (熊本)	1,189人	17.1億円	44.3%	

(参考) 市町村平均 (政令市含む) については、人口 : 72,620人、普通建設事業費 : 45.1億円。また、国内の高齢化率 (65歳以上) については、25.6%

出典 : 総務省「住民基本台帳年齢階級別人口」(平成27年)、「地方財政統計年報」(平成26年)より作成、(一財)建設業情報管理センター提供資料(平成27年度)を基に作成

公共工事の発注者側の現状

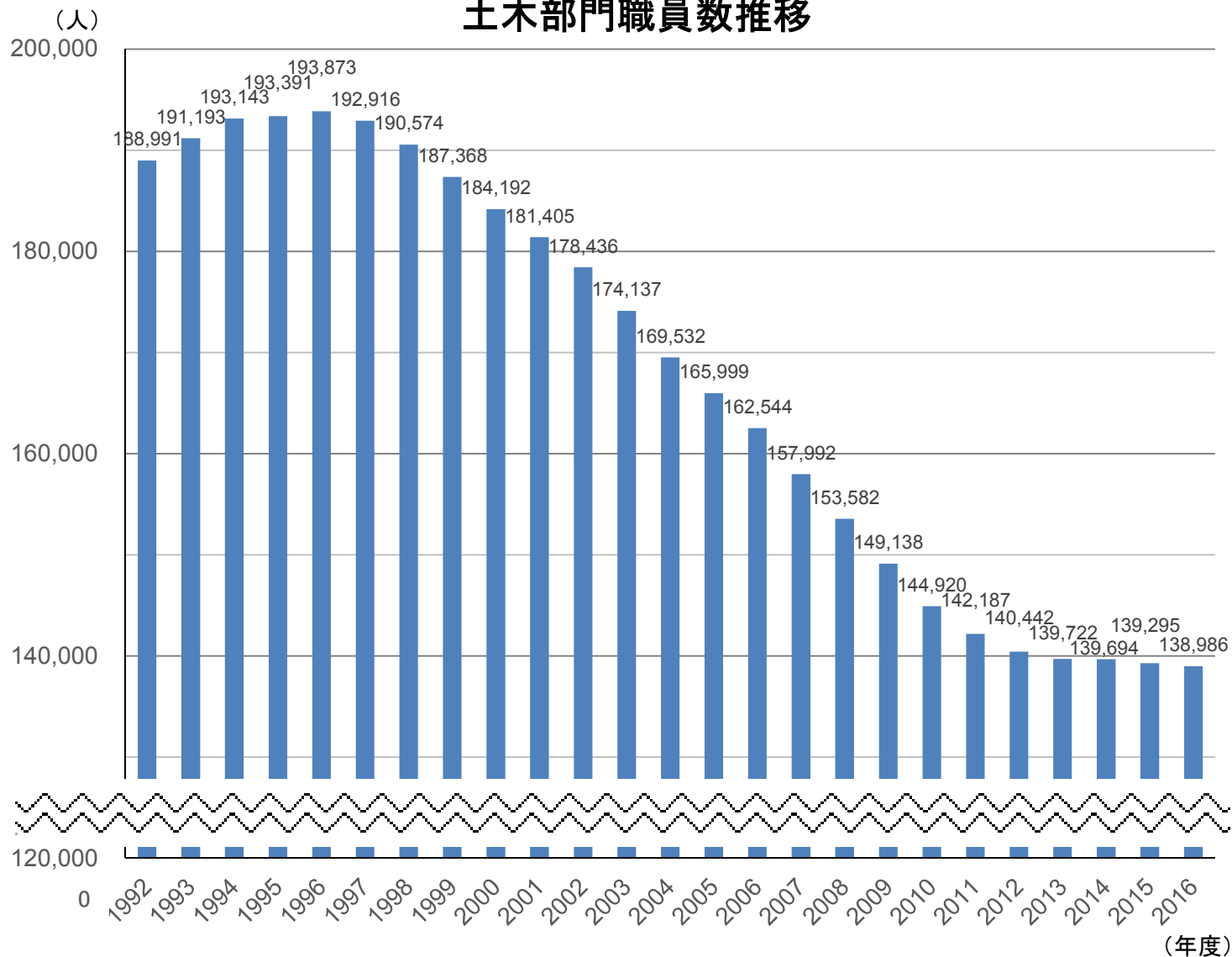
○ 地方公共団体における土木部門の職員数は、ピーク時（H8年度）から約28%減、建設投資のピーク時（H4年度）からは約26%減。

※各年度の職員数はその年度の4月1日現在の職員数

部門別の職員数と増減状況

区分		1996年度	2016年度 (1996年度比)
普通 会計	一般行政	1,174,547	910,880 (▲22.4)
	【うち土木】	【193,873】	【138,986】 (▲28.3)
	教育	1,263,616	1,021,527 (▲19.1)
	警察	255,295	286,971 (▲12.4)
	消防	149,640	160,327 (▲7.1)
	計	2,843,098	2,379,705 (▲16.5)
公営企業等会計		431,383	357,558 (▲17.1)
合計		3,274,481	2,737,263 (▲16.4)

土木部門職員数推移



※「一般行政」…総務・企画、税務、農林水産、土木、福祉関係(民政、衛生)等

※「公営企業等会計」…病院、水道、下水道、交通等

品確法と建設業法・入契法の一体的改正(担い手3法の改正)について

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法^{※1}」を中心に、密接に関連する「入契法^{※2}」、「建設業法」も一体として改正。(全会一致で可決・成立。H26.6.4公布) ※1:公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2:公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

品確法の改正 (H26.6.4施行)

■ **基本理念の追加**：将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止等

基本理念を実現するため

■ **発注者の責務**（予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、適切な設計変更等）を明確化
■ **事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争を是正**

基本方針 (H26.9.30閣議決定)

- 公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

運用指針 (H27.1.30関係省庁申合せ)

- 発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

入契法の改正 (H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行)

- **ダンピング対策の強化**（入札金額内訳書の提出）
- **公共工事の適正な施工**（施工体制台帳の作成・提出範囲の拡大）

適正化指針 (H26.9.30閣議決定)

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底、歩切りが品確法に違反すること、社会保険等未加入業者の排除等について明記

- 発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務

【要請通知 H26.10.22】

建設業法の改正 (H27.4.1施行)

(担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業はH28.6.1から施行)

- **建設工事の担い手の育成・確保**（建設業者団体や国土交通大臣の責務）
- **適正な施工体制確保の徹底**（解体工事業の新設、暴力団排除の徹底）

建設業法施行令の一部改正 (H26.9.19公布、H27.4.1施行)

- 技術検定の不正受検者に対する措置の強化 等

建設業法施行規則の一部改正 (H26.10.31公布、H27.4.1施行)

- 経営事項審査で若手技術者等の確保状況や機械保有の状況等を評価
- 主任技術者の資格要件の緩和 等

全産業的に生産年齢人口が減少していく中、建設産業が将来にわたって経済成長を支え、インフラ等の老朽化や災害時の応急復旧に対応していくために、以下の課題を克服する必要。

1. 担い手の確保・育成

- －他産業並みの**賃金水準の確保**
- －将来のキャリアアップに期待が持てるような**賃金カーブの改善**
- －**社会保険加入**対策の総仕上げ、法定福利費の適切な支払いの推進

2. 働き方改革

- －時間外労働の上限規制の適用を見据えた、**長時間労働の是正**
- －他産業では当たり前となっている**週休2日の確保**
- －長時間労働是正や週休2日の確保のための、受発注者間、元下間の**適正な工期設定**

3. 生産性の向上

- －建設生産システム全体（発注、調査・設計、施工（元請、専門工事、資機材）等）にわたる生産性向上
- －限られた**人材・資機材の効率的な活用**（例えば、施工時期の平準化など）
- －**個々の建設業従事者のレベルアップ**を通じた生産性向上

4. 地域の建設業

- －許可業者数が減少するなどの課題に直面している**地域建設業の持続性確保**
- －市町村など、地域建設業に関わる発注者の**入札契約の改善**、発注者のマンパワーが減少していくことへの対応
- －中長期にわたって、安定的・持続的な**事業量の確保・適正な利潤の確保**